

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する施行規則第22条第3項の6号財産

イ. 当該財産を交付した者

公益社団法人 全日本トラック協会

ロ. 当該財産を受け入れた日

平成23年7月7日

ハ. 受け入れた財産の額の合計額

6,283,144,553円

ニ. 当該財産を交付した者の使途の内容

通運事業に関して、「運輸事業の振興の助成に関する法律第3条第1項の事業を定める政令（平成23年政令第300号）」で定めるものに充てる。